



可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第1回定例会では、5件の意見書が可決(うち3件が全会一致)されました。

発議第1号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について
発議第2号	奨学金制度の充実等を求める意見書について
発議第3号	寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書について
発議第4号	公立幼稚園、小中学校における空調設備設置の促進を求める意見書について
発議第5号	TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書について

- 1 給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

発議第3号 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書について

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されますが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されません。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が500万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が35万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大しています。

非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る観点からも早急に改善すべきです。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野についても法改正が必要です。

よって、政府におかれては、寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現されるよう強く要望いたします。

発議第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状を鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

同プロジェクトでは主な施策として、「子育て世代包括支援センター」の全国展開、児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定、里親委託等の家庭的養護の推進、退所児童等のアフターケアなどを提案しています。

よって、政府におかれては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、速やかに実施されるよう強く要望いたします。

発議第2号 奨学金制度の充実等を求める意見書について

- 1 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象と

市議会からのお知らせ

例年開催しておりました子ども議会は、熊本地震の影響により、本年は中止となりました。

インターネット中継をしています

- 定例会、臨時会の本会議ならびに予算決算委員会は市議会ホームページで生中継・録画中継を行っています。

会議録の閲覧ができます

- 平成3年以降の定例会・臨時会会議録及び平成15年5月以降の各委員会会議録を市議会ホームページに掲載しています。それより以前の分については、議会図書室等で閲覧することができます。

点字・音声版を発行しています

希望される方は、下記の議会事務局までお電話いただくか、必要事項(住所・氏名・電話番号・点字か音声のどちらを希望するか)を記載のうえ、メール・FAX・郵便にてご連絡ください。

皆様のご意見をお寄せください

議会だよりをさらに良いものにしていくためにご意見・ご感想を募集しております。送付先:下記の議会事務局までお願いします。

第3回定例会は8月29日(月)開会

詳しい会議日程は熊本市議会ホームページをご覧ください。

熊本市議会



井本正広委員長 紫垣正仁副委員長 白河部貞志委員 福永洋一委員 小佐井賀瑞宜委員
高本一臣委員 光永邦保委員 三森至加委員 山部洋史委員 大塚信弥委員

熊本地震によりお亡くなりになられた方々に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。復旧・復興に向けて、市民の皆様に分かりやすく伝えていけるよう、取り組んでまいります。

三森至加 議会広報委員

発行/熊本市議会
編集・文責/熊本市議会広報委員会

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL.096-328-2684 (議会事務局調査課)
FAX.096-324-3284 震災合併号(第019号)

電子メール
E-mail gikaichousa@city.kumamoto.lg.jp